

さいたま市水道局公告（調達）第25号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第23号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月16日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

179902079

(2) 工事名

北部配水場更新工事（配水池築造・管廊布設）

(3) 工事場所

さいたま市西区宝来923-1

(4) 工事期間

契約確定の日から平成33年12月3日まで

(5) 工事概要

PC配水池：2池（有効容量10,000^m³、有効水深12.5m、アルミ合金製ドーム）、配水池基礎：101本×2池（プレボーリング杭工法、PHC杭、杭長27～30m）、PC配水池附帯工：1式（外部螺旋階段、内部階段、避雷針等）、PC配水池塗装工：1式（内面防食塗装、外面吹付塗装）、管廊：1式、管廊基礎：66本（プレボーリング杭工法、PHC杭、杭長25～26m）、配管工：1式（流入管φ600～φ700、流出管φ700～φ1000、ろ過水管φ250、排水管φ100～φ350、導水管φ150）、土工：1式、仮設工：1式

(6) 予定価格

2,514,834,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）

2 入札方法等

(1) 入札手続の方法等

本件入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年6月1日施行）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札システムに参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

(2) 落札者の決定方法

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第24条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする可能性がある。

(3) 議決の要否

否

(4) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(5) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札参加形態

3者による特定共同企業体とする。本工事について1者が複数の特定共同企業体の構成員となることはできない。

4 設計図書等の閲覧又は貸出し

設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、さいたま市水道局のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する「北部配水場更新工事（配水池築造・管廊布設）発注図書公開URLファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。

なお、閲覧又は貸出しを希望する場合、代表構成員となり得る者が4(1)の閲覧又は貸出場所に設計図書等貸出申請書を提出しなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(2) 閲覧又は貸出受付期間

公告日から平成29年11月2日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

5 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関する質問がある場合は、5(2)の期間内に、質問内容を電子入札システム又は質疑応答書を持参により提出すること。

なお、質問内容を電子入札システムに登録する場合にあっては、質問内容（題名、質問事項欄等）欄に特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 持参による提出先

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

担当 契約係 電話 048(714)3080

(2) 提出期間

公告日から平成29年11月2日（木）まで（ただし、持参による提出の場合は、休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 質問に対する回答

さいたま市水道局のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、回答期日の午前9時から午後4時までの間、さいたま市水道局業務部管財課において掲示する。ただし、回答の内容によっては書面のみにより行う場合がある。

ア 回答期日

平成29年11月17日（金）

6 入札説明書の交付等

入札説明書は、さいたま市水道局のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、本入札に参加を希望する者に対し、交付するものとする。

ただし、明らかに参加資格がないと認められる者には交付しない。

(1) 交付場所

5(1)に同じ

(2) 交付期間

4(2)に同じ

(3) 交付費用

無償

7 入札参加資格

本工事の入札に参加できる特定共同企業体は、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、(12)によるものとする。

(1) 平成29年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「水道施設工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種において登載されている者については、この審査を受けているものとみなす。名簿に登載されていない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市水道局業務部管財課に所定の様式により、平成29年10月30日（月）から平成29年11月2日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本公告日から開札日までの間、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

(5) 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に

よる雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、水道施設工事に係る建設業法（昭和24年法律第10号）による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、水道施設工事について1,160点以上であること。ただし、7(4)の手續開始の決定がされた者は、手續開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 平成19年度以降に元請として、水道施設内においてPCタンクの設置工事を完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限ること。）。

ウ 次の条件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定していること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にあること。

- (10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、水道施設工事について640点以上であること。ただし、7(4)の手續開始の決定がされた者は、手續開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定していること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にあること。

- (11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、平成29年さいたま市告示第419号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

- (12) 特定共同企業体の結成方法

ア 3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

8 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる方法により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

- (1) 原則として、入札に参加しようとする者は、8(6)イに定める提出期間内に、競争入札参加資格

確認申請書を電子入札システムにおいて提出すること。

- (2) 8(1)の参加申請を行った者は、8(6)イの提出期間内に、8(4)に定める提出資料のうちイからシについて、5(1)の提出先に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 電子入札システムを利用できない場合には、8(1)に定める手続は不要とし、8(6)イに定める提出期間内に、8(4)に定める提出資料について、5(1)の提出先に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書（共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。）

オ 委任状（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設定）様式第4号）

カ 工事に配置予定の技術者に係る一級土木施工管理技士合格証明書の写し又は一級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したことを証明する書類及び監理技術者においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し（交付年月日が平成16年3月1日以降のものにあつては、監理技術者講習終了履歴の表示がない場合は、監理技術者講習修了証の写しも添付すること。）

キ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、カに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

ク 7(9)ア及び7(10)アに規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ケ 7(9)イに規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し。なお、共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

コ 社会保険等の加入に関する誓約書（社会保険等に全て加入している場合）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合）。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日において変更が生じている場合は別紙健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類の該当する状況の書類を併せて提出すること。

サ 資本関係又は人的関係確認書

シ 入札参加停止措置に関する誓約書

※ エ及びオについては、袋とじにして各構成員の割印を押すこと。

※ カ、キ、ク及びケについては、日本語以外で記載されているものは、日本語に翻訳したものを添付すること。

(5) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の交付等

8(4)アからオ及びコからシの書類を、さいたま市水道局のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、本入札に参加する者に対して、次のとおり交付するものとする。

ただし、明らかに入札参加資格がないと認められる者には交付しない。

ア 交付場所

5(1)に同じ

イ 交付期間

4(2)に同じ

ウ 交付費用

無償

(6) 一般競争入札参加資格等確認申請書類等の提出

ア 提出先

5(1)に同じ

イ 提出期間

平成29年10月30日(月)から平成29年11月10日(金)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ウ 提出部数

1部

(7) 一般競争入札参加資格等確認申請書類の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、一般競争入札参加資格等確認申請書類を受理しない。また、受理した一般競争入札参加資格等確認申請書類の返却は行わない。

(8) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果について、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次の通り通知する。

ア 通知場所

5(1)に同じ

イ 通知日時

平成29年11月17日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

エ 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、その理由について、平成29年11月17日(金)から平成29年11月20日(月)(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)までに5(1)の提出先に書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、平成29年11月22日(水)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

9 入札書の提出方法

入札書の提出方法については次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。

(2) 提出期間

平成29年11月27日(月)午前9時から平成29年11月30日(木)午後5時まで

(3) 郵送又は持参による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

ア 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課契約係

イ 提出方法

郵送による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 入札書の提出期限

平成29年11月27日(月)午前9時から平成29年11月30日(木)午後5時必着(持参による場合は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

10 開札の場所及び日時

(1) 開札場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(2) 開札日時

平成29年12月1日(金)午前9時30分

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札時に入札金額見積内訳書を提出すること。

イ 代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出すること。

(4) 入札の回数は、1回とする。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 郵送又は持参による入札の場合においては、電子くじに使用する「くじ入力番号」として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

12 落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格

設定する。ただし、失格基準は設定しない。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札
- (7) 予定価格を超えた金額による入札
- (8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のない入札書の入札
 - イ 金額を訂正した入札書による入札
 - ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - ク 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の代理をした者がした入札
 - ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札
- (9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1.5 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。
 - ア 政府の保証のある債券
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第19号）第3条の金融機関をいう。）が振り出し、又は支払い保証した小切手
 - ウ 銀行等の保証証書
 - エ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証証書
- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
 - イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、

還付しない。

1.6 支払条件

(1) 前金払

当該事業年度における支払限度額の10分の4以内とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該事業年度における支払限度額の10分の2以内とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、1.6(2)の中間前金払を選択した場合においては、当該事業年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1.7 その他

(1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市水道局業務部管財課において無償で交付する。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
電話 048(714)3080

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(3) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

(4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

1.8 担当課（問い合わせ先）

(1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課契約係
電話 048(714)3080

(2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局給水部北部水道建設課
電話 048(714)3101

1 9 Summary

(1) Contract for tender:

Update construction work (construction of a new distribution reservoir and pipe gallery) for the Northern Water Distribution Plant

(2) Date and time for bid submission:

From November 27, 2017 (9:00 a.m.) to November 30, 2017 (5:00 p.m.)

(3) Date and time for opening bid:

December 1, 2017, 9:30 a.m.

(4) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,
Saitama City Waterworks Bureau

6-14-16 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-8532, Japan

Tel: 048-714-3080